

平成23年 第2予算審査特別委員会 会議録

上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 第2予算審査特別委員長 山 木 昇 印

第2予算審査特別委員会（第1日目）

H23.3.14（月）10：00～

第 一 委 員 会 室

開 会 10：00

委員長あいさつ

委 員 長

第2予算審査特別委員会を開会するわけだが、11日の午後2時46分ころに東北地方で発生した巨大な地震により多くの人命が奪われ、多数の行方不明者が出ている。心よりご冥福を祈るとともに、被災された方々に対して一刻も早い復興を願う。また、滝川市においても支援対策本部を設置されたと聞いており、皆さんにも協力を求めるような相談があるかもしれない。未曾有の大災害で大変な状況ではあるが、3日間審査をよろしくお願いする。

委員動静報告

委 員 長

全員出席。これより本日の会議を開く。

本委員会に付託された事件は、

議案第2号 平成23年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成23年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第4号 平成23年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第5号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 平成23年度滝川市下水道事業会計予算

議案第7号 平成23年度滝川市病院事業会計予算

議案第20号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）

以上特別会計4件、企業会計2件、関連議案5件の計11件となっている。

次に審査の方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよい。か。（よし）異議なしと認め、そのように決定する。

次に、審査の進め方について協議する。審査の進め方については会計ごとに説明を受け、関連議案を含めて質疑を行うものとし、討論・採決については、最終日に行うことでよい。か。（よし）

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行っていただき、特に付託事件以外の質疑は行わないよう配意願う。また答弁については、部課長に限らず内容の知り得る方が行っていただきたい。なお、初回答弁時のみ、所属、職名、氏名を述べてから答弁願う。

次に市長に対する総括質疑は、審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることにより。か。（よし）そのように決定する。

次に討論だが、付託されている全議案について一括して各会派代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は、新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪之内委員の順とすることにより。か。（よし）そのように決定する。なお各会派等から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷、配付することになっているので了承願う。

最後に資料要求の関係でお諮りするが、予定される資料については手元に配付

されている。これ以外の関係で資料要求される方はその都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うが、これでよいか。(よし) そのように決定する。まず冒頭に資料要求される方はいるか。(なし) なしと確認する。

以上で、審査方法についての協議を終了し、審査に入るがよいか。(よし) 日程に従ひ審査を進める。

議案第4号 平成23年度滝川市介護保険特別会計予算

委員長
橘部長
委員長

説明を求める。保健福祉部長。

(議案第4号を説明する。)

説明が終わった。これより関連議案第21号、第25号、第26号及び第27号を含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

荒木

① P269、第1号被保険者の滞納繰越分についての説明があった。不納欠損になる見込みがわかれば伺う。

② 介護予防事業のいきいき百歳体操の課題について伺う。地域としてさらに協力してほしいことがあれば伺う。

③ 老健、特養、養護等の施設の待機者数を伺う。

④ 介護療養病床の廃止方針が国で示されていたと思うが、その後の動きがわからないので情報をつかんでいけば伺う。

高田副主幹

① 3月に22年度の不納欠損をしようとしている額を集約している最中で、額についてははっきりしていない。20年、21年は200万円強を不納欠損している。

④ 国のほうでは23年度末に廃止ということで決定していたが、その後介護保険施設などへの転換の状況が進んでいないことから、23年度末の廃止を先送りする形で今の国会に法案が提出されている状況であると思う。具体的に何年間先延ばしになるかははっきりしていない。

深村副主幹

③ 特別養護老人ホームの本年3月1日現在の待機者数は71名で、内訳としては男性16名、女性55名である。老人保健施設については、24名の待機者がおり、内訳としては男性9名、女性15名である。なお、参考までに昨年9月の決算審査特別委員会時点での待機者数としては、特別養護老人ホームが86名、老人保健施設が28名という状況だった。

渡邊副所長

② いきいき百歳体操については、現在市内10カ所で開催している。地域の活力を中心にとということで、地域の方に非常に支援をいただいているところである。現在も町連協やいろいろな団体の協力を得て1カ所開催の準備を進めている。それを支えるボランティアの養成講座を年2回開催しているが、ボランティアの人数が少し減ってきている。年齢制限を撤廃するなど職員もいろいろ工夫をしており、今度の開催地区でもボランティアの確保はできている。会場等に関しても、町内会からの支援、会場費の負担など1カ所は無料というところもあり、月150円から200円というような負担の中で茶話会なども企画していただくといった見守りにつながるような自主的な活動も行っているが、地域の方の力がなければなかなか拡大しないので、民生委員、町連協、地域のいろいろな団体と協力をしながら来年度も実施していきたい。

委員長
窪之内

他に質疑はあるか。

① P268、滞納繰越分の収入見込みを20%としているが、その根拠を伺う。

② P270、介護予防事業交付金の関係で、補助対象額が昨年の予算と比べて約900万円減っているが、これは事業が少なくなったからなのか、別な理由がある

のか伺う。

③ P276、雑入の介護予防事業参加者負担金等で1,000万円の予算が組まれているが、事業参加した場合の負担の基準がどのようになっているのか伺う。

④ P280、介護認定審査会について、議案第21号との関係も含めて審査会の委員を20人から30人にふやすという議案だが、委員報酬は審査件数に応じて支払われるということで、委員がふえても委員報酬がふえていないのはそういうことだと理解してよいか伺う。また、昨年から見ると残り予算がふえていないが、高齢化は進んでいるので介護認定はふえてくるのではないかと。ふえてくることを予定しているのであれば、委員報酬もある程度ふえてもいいと思うが、前年度と同じ水準なのはなぜか伺う。

⑤ P288、地域支援事業費の中で介護予防事業費が前年度から見ると2人減って包括的な部分が1人ふえているのは、やってきた事業の中でこうした職員の配置が望ましいのではないかと。この結果だと思うが、そのように理解してよいか伺う。

⑥ P316、自己負担金収入について、滞納繰越分の収入が150万円と予定されているが、これだけ見ると滞納額がどれくらいあるのかわからない。全体の滞納額の何%程度を見込んで150万円としているのか。また、150万円とした根拠について伺う。

⑦ 2カ年のサービス料の平均を参考にデイサービス、居宅サービス、老人介護など施設入所なども今までより増という予算を組んでいる科目があると思うが、今までと比べてどのくらいの増を見込んで予算を立てたのか伺う。

⑧ 自己負担金があることでサービスを受けられないということはないと思っているが、そのように理解してよいか伺う。

⑨ 男女別の待機者を言われていたが、在宅、病院、施設入居別の待機者数がわかれば伺いたい。また、新年度で特養71人、老健24人の待機者をどこまで解消させていこうという新しい計画を持っているのか、それとも自然の成り行きで亡くなられた後に入るというだけなのか。待機者をなくす一定の努力が必要と思うが、計画等があるのか伺う。

高田副主幹

① ここ最近の滞納繰越の収納率の実績が20%を若干超えている状況で、その数字を参考にしたところである。21年度の道内35市の滞納繰越の収納率は14.65%である。

米澤副主幹

⑤ 包括的支援事業費・任意事業費のほうで1人増になった理由だが、事業内容を検討した結果、こちらを3人にしたほうが良いということで3人にした。これに関連してP288、289の予算額中で人件費がずれた分だけ介護予防事業費が減となり、包括的支援事業費・任意事業費が増となっている。これに伴ってそれぞれの補助金額が変わってくるので、介護予防事業交付金の基準額が変わっているのもそのためである。

③ 介護予防事業参加者負担金等の関係だが、こちらは介護予防事業と包括的支援事業・任意事業のそれぞれを利用された方が負担するものになり、金額の中で主なものとしては配食サービスで1食450円負担いただいているが、年間1万8,000食を予算化しており、この分で約810万円となっている。そのほかに温泉教室の参加者負担金として1回につき1人600円いただいているので、126万円となっている。この1,000万円の中の主な内容としてはそのようになっている。

渡辺主幹

④ 委員報酬は日額になっており、件数に比例しているという状況ではない。ただ審査会の委員には、日頃より大変な負担をかけているところで、これまでも合議体をふやして1回の審査件数をなるべく少なくするというように努めてきた。今後65歳以上の人口がふえていくことが推測されており、それに応じて認定の審査件数がふえてくることも予想される。今後については、審査会の委員長等ともいろいろ詰めながらなるべく負担のない認定審査会というものを目指したい。

深村副主幹

⑥ 平成22年度に滞納繰越を行った金額が1,377万5,729円となっており、過去の納付状況等も勘案しながら、滞納繰越分は10%程度で予算を見ている。22年度の滞納繰越分の収納額については、3月8日現在で182万9,817円となっており、文書による督促や電話での話し合いを家族並びに本人ともさせていただいている。

⑦ 23年度予算の居宅サービスの利用料の伸びという部分で第1に考えられるのは、開設日数の増である。現在デイサービスセンターは月曜日から土曜日まで開設し、年末年始は休館という形をとっているが、22年度と比較して暦の関係もあって5日増となっている。また利用者の方の介護度の重度化から利用の負担増となっている部分がある。

⑧ 居宅の事業所のサービス利用に当たっては、法人減免制度を利用させていただいている方もデイサービスセンターで現在26人おり、支払いについては分納というか納めていただける範囲で、しかも後々まで利用料を引きずると本人の負担もふえてくるので、可能な限り家族や親戚とも相談しながら納めていただくような対応を図っている。

⑨ 特別養護老人ホームの居住地別内訳では、滝川市民の方が62人、他市町の方が9人、待機場所別の内訳としては老健施設が40人、これは滝川のすずかけと妹背牛のりぶれの方も一部入っている。それから医療機関の方が16人、軽費ケアハウスが3人、在宅の生活者の方が12人となっている。老人保健施設の居住地別内訳では滝川市民の方が24人中18人、他市町の方が6人となっている。待機場所別の内訳では在宅で生活の生活者の方が9人、医療機関の方が13人、軽費ケアハウスが2人となっている。こうした待機者の方の解消策だが、入所に当たっては入所判定会議において要介護度を初め、精神状況、行動障がい、介護者の状況、経済状況等に基づき点数化を図った上でAからEの5段階により総合的に判定させていただいている。その結果で入所順位が決まるので、原則高い方からの入所となるが、特段取り決めもない中でのランクづけということで、中には順番が回ってこない方もいるが、そういう方については、家族の方に結果を周知するとともに説明もしている。待機者解消に向けての解消計画としては、現時点では市、指定管理者である事業団としても持ち合わせてはいない。しかし、特別養護老人ホーム緑寿園については、軽費と養護の併設施設であることから、施設間の移動ということもスケールメリットを生かして可能なので、月に1回入所判定委員会を開催してきめ細かな対応を図っているところで、これは他の特別養護老人ホームにはない効率、効果的な対応が図られているものと考えている。

米澤副主幹

⑧ サービスを利用する際に介護度が上がるとどうしても単価が上がり、月額で使える基準額も上昇する仕組みになっているが、低所得者対策として月額の自己負担の限度額が定められている。一番所得の低い方で月額1万5,000円を超

委員長
三 上

えた分は、すべて高額介護サービス費という形で戻ることになっている。施設に入所されている方についても、食費、居住費のそれぞれに低所得者に対する政策がとられているので、負担が重くてサービスを使えないといったことはないと思っている。

他に質疑はあるか。

① P281、介護認定審査会委員報酬に関してだが、今回20人から30人へふやすことが提案されているが、介護認定が遅いという声を聞くことがある。委員が30人になることで回数をふやせば遅いと言われることもないと思うが、介護認定審査会は、年間何回くらいの開催を予定しているのか伺う。

② P281、認定調査に要する経費について、調査内容を伺う。

③ P283、介護保険制度の趣旨普及に要する経費について、23年度にどのような普及方法を検討しているのか伺う。

④ P285、居宅介護住宅改修に要する経費について、指定業者は何社で、どのような形で選定しているのか伺う。

⑤ P319、介護職員処遇改善交付金について、なかなか介護職員の給料が上がらないという話を聞くが、処遇改善の具体的内容を伺う。

渡辺主幹

① 審査会の開催回数は年間96回である。毎週火曜日に開催しているが、国の制度上、申請されてから30日以内に結果を出すように決められている。それに向けて事務局としては努力しているが、全員30日以内に認定できないという事態もある。原因の多くとしては主治医意見書の遅滞が挙げられる。これについては、滝川医師会、近隣の医師に協力をお願いし、申請から大体2週間以内で主治医意見書が届けば30日以内に認定がおりるので、今後も事務局として努力していきたい。年間の申請数は2,400件前後あるが、年間96回の審査会でほぼ対応可能と思っている。

④ 認定調査は、平成12年に介護保険が始まってからいろいろと変遷があったが、現在は日本全国一律74項目の調査内容で調査員が施設や自宅を訪問し、身体や認知機能の様子などについて、研修等を受けながら調査をしている状況である。

米澤副主幹

③ 介護保険制度の趣旨普及に要する経費は、主に広報の掲載料が予算の内容になっており、6月に納付書を出すとき、確定申告の証明書、対象額のお知らせ、3年に1度だが計画等で金額が変わったときなどは、少しページを多めに買い取りしている。今年度については、特に大きな制度改正もないので、通常のお知らせ等の内容である。

高田副主幹

⑤ 処遇改善交付金については、毎月事業所が国保連合会に介護報酬の請求をするが、その報酬額に対してサービスごとに決まった交付率というものがあり、交付率を掛けた額が毎月国保連合会から市に入ってくる仕組みになっている。21年度からできた制度で、事業所が交付金を自分のところの介護職員の毎月の給料に処遇改善手当という形で上乗せして職員の処遇改善を図るという内容である。

菊井課長

④ 市内の建設業や知っている市外の業者、介護の関係で使っている業者などで、住宅改修の関係では特に業者は指定していない。

三 上

介護職員の処遇改善の関係だが、事業所において介護職員の給料を上げるために使われているのか、事業所の施設整備に回されているのかといった実態について伺う。

高田副主幹	介護職員の毎月の給料に処遇改善手当という形でその分を上乗せしているの で、施設整備ではなく純粋に賃金に上乗せした形で職員に支払われている。一 般的にという話であれば断定はできないが、この交付金は、国の要綱上、施設 整備には使えないことになっているので、職員の賃金に回っているはずである。
三 上	交付された金額が、職員の給料に上乗せされているのかどうかということを事 業所ごとに調べたことがあるのか伺う。
高田副主幹	市で指定している地域密着型のサービスというものがあり、市内ではグループ ホームなどがそういう事業所になっている。国のほうで目安としているのは月 1万5,000円で、それらの事業所では1万5,000円のところもあれば、それに若 干満たない額のところもあるが、そのような改善はされている。ただ、それ以 外の事業所が、その交付金を使ってそういった改善をしているかどうかといっ た調査までは実施していない。
委 員 長	他に質疑はあるか。
副委員長	① 処遇改善交付金の関係で、この事業については2011年度で終了し、今後は 介護報酬の中に組み込まれるのではないかという話があるが、仮にこの制度が 今回で終了してしまいその後も担保されないという形になれば、そのまま1万 5,000円程度の減収ということにもなりかねない。そういうことも含めて市とし てどのように情報をつかんでいるのか伺う。
	② 3年に1度の介護保険料の改定について、現在国では2012年度以降をにら んで制度改正を行うための法律が提出されているが、新聞などでは2012年度以 降に介護保険料が大幅値上げされるのではないかということで報道されてい る。市としてどのようにとらえているのか伺う。
	③ この改正案の中身については、地域包括ケアの具体化について示されてお り、現在の法改正の中身では、施設から在宅へという大きな流れの中で示され ると思うが、要支援1や2の軽度判定された高齢者を介護保険制度の枠組みか ら外すのではないかとされている。それについては市町村の判断でできると いうことが言われており、そのための準備が必要だが、滝川市としてどのよう に取り組むつもりなのか伺う。
	④ 介護職員の医療行為についても現在調査が進められているようである。医 療行為である痰吸引や経管栄養管理などが介護職員の本来業務として組み込ま れる見込みであると言われているが、市としてどのように準備をしているのか 伺う
高田副主幹	① 市としても今副委員長が言われた内容の情報しか持ち合わせていない。処 遇改善交付金を継続するのか、それとも介護報酬の中に処遇改善交付金を組み 込んだ報酬改定を行うのかは、これから国で議論されることになると思う。
	② 介護保険料の増についてだが、確かに21年度から23年度までの第4期の計 画で見込んだ介護給付費に対し、21年、22年までの現状では計画を上回る介護 給付費になっているのは事実である。それに伴って基金の取り崩しもしなければ ならない状況なので、第4期の計画では約5,000万円の基金が残る見込みだっ たが、厳しい状況になっている。ただ、介護保険料の増については、23年度に 入ってから市民会議の中で議論していくことになると思う。
菊井課長	③④ 第5期の計画については、国が基本の指針というものを示してくると考 えているが、現在のところは出ていない。その指針が出た段階からスタートす るが、高齢者の実態把握、在宅の方、施設に入っている方、この保険制度を使

っていない方など、アンケートなどで実態調査をする必要があると考えている。また、給付の分析ということでは、第4期についても給付費はふえているので、トータル的に考えてどうなるのかも含めて第5期の計画を練っていくことになると思う。国としても第5期については、介護保険部会でも地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組むといった話が出ており、市町村に対して地域包括ケアをどうしなさいといったことについて法律等が出てくると思っているが、具体的に示されないとなかなか対応が難しい。また、給付と負担のバランスということで、給付がふえれば当然保険料は上がるので、国としては5,000円を超えたくないといった新聞報道があるが、市としてどれくらいの金額の設定になるのかは、今後の施設での利用状況等も調査、分析しないとはっきりしない部分もあると思う。地域包括ケア、痰吸引などもあるが、国がきちんと示す、または法律等に定められた段階で介護施設等と打ち合わせて、研修等なども含めて研究したい。

副委員長 問題になるのは第5期に向けた計画の中で出てくる保険料がどうなるかということだと思う。答弁では5,000万円程度残るだろうと見込んでいた基金もどうなるかということもあったので、国の制度を待つだけではなく、現在の制度でそのまま行っただとしても保険料の増が避けられない状況にあるというふうに見てしまう。実際にはそうなってほしくないが、再度状況を確認したい。

菊井課長 現在の保険料は3,775円で、国は5,000円を超えたくないということを考えると、どれくらいふえるかは分析しないとわからないが、当市においても3,775円を維持していくのはかなり難しいと思う。

副委員長 おおむね5,000円程度に抑えるというのが国の考えのようだが、千数百円さらにふえることになれば暮らしも大変になるわけで、実質上の負担増を防ぐためにさまざまな減免制度などもあると思う。そうしたものをさらに充実させる、あるいは保険料も上げないような方策がないのか伺う。

橘 部 長 安定した介護保険制度というものを構築する必要がある。負担と給付のバランスを考慮した上での判断になると思う。保険料を上げることは苦渋の策であり、負担料を下げたよいサービスをしていきたい。いろいろな策を練って何とか努力していきたいと考えている。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)
以上で議案第4号及び関連議案第21号、第25号、第26号、第27号の質疑を終結する。今後の日程は下水道事業会計予算だが、日程を繰り上げて午前中に行うこととする。所管の準備ができるまで暫時休憩とする。

休 憩 11:12

再 開 11:20

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。

議案第6号 平成23年度滝川市下水道事業会計予算

委 員 長 説明を求める。建設部長。

大平部長 (議案第6号を説明する。)

千葉室長 (議案第6号の詳細を説明する。)

委 員 長 説明が終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。

山 腰 ① P378、3月31日までの予定損益計算書が出ている。新年度では特別損失の予算は1万円くらいしか見ていないが、943万6,000円となっている理由について伺う。

- ② P377、貸借対照表で剰余金合計が147億円になっている。滝川の下水道料金は安いわけではないが、所管としてはこの数字をどのように考えているのか伺う。
- 宮西主査 ① 不納欠損額945万3,000円だが、23年度の不納欠損額はP381の特別損失で974万6,000円で予算組みをしている。22年度の決算見込みの数値を中空知広域水道企業団から報告を受けており、使用料については910万円くらいの不納欠損になると聞いている。今年度は940万円ほどを不納欠損額として見込んでいる。
- ② 147億円の剰余金の関係だが、資本剰余金が146億円あるが、これについては現金が残っているというものではなく、有形固定資産の取得にかかった費用が資本剰余金として掲載されているだけである。利益剰余金の1億1,300万円が21年から会計が始まって積み上げてきた当期純利益の部分である。減債積立金を364万3,000円で組んでいるが、これは昨年度の公共下水道に対する利益の20分の1の法定積立金の部分である。未処分利益剰余金が減債積立金を除いた利益だが、これについても現金があるというわけではなく、この部分については資本的収支の補てん財源として、会計上のルールとして使っていくというものである。企業会計を設定するときに見てきているところだが、損益としては27年くらいまでは推計しており、黒字で進み現金有高も3月31日現在で資金が回らなくなることもない。補てん財源についても、26年、27年については、利益剰余金の取り崩しをして使う見込みである。
- 山 腰 不納欠損額は毎年このくらいあるのか伺う。
- 宮西主査 不納欠損については、昨年度は840万円くらいで終わったが、ことしは910万円くらいになる見込みである。詳細については、決算委員会の時点でお話したいが、昨年度の決算状況では企業の倒産に係る部分が非常に多くを占めていた記憶がある。
- 委 員 長 他に質疑はあるか。
- 堀 田 ① 個別排水処理施設の関係でことしは8基分の予算が計上されているが、現在までに何基くらい設置されたのか。また、6人用と8人用で金額的にどのくらいの差があるのか伺う。
- ② 11日に大きな地震があったが、何か被害があったのか伺う。
- 尾崎副主幹 ① 23年度については8基を計上している。22年度については、新規で7基を設定しており、23年3月末の見込みでは179基である。内訳については、179基のうち5人槽が110基、7人槽が48基、10人槽が8基、6人槽が10基、8人槽が3基となっている。今は6人槽、8人槽という規格はない。5人槽、7人槽、10人槽の3種類である。J I Sの規格で建物の面積130平米を基準にして区分けしている。
- ② 震度3ということで、直ちに施設を確認しているが、今のところは特に目立った被害は発生していない。
- 委 員 長 他に質疑はあるか。
- 荒 木 現在水洗化の普及率は93%くらいだが、23年度の目標値とP387の水洗化普及促進費とその事業内容について伺う。
- 宮西主査 水洗化促進費についてだが、市は、くみ取り式の水洗トイレの家屋に住んでいる方が水洗化に改造する場合に52万円を限度額として貸し付けを行っている。無利息で貸し付けを行っており、私どもが北門信用金庫に支払っている手数料を水洗化促進費として1万3,000円の予算を組んでいる。

尾崎副主幹	23年度については、普及事業として東町及び朝日町について工事を予定しており、約1ヘクタールの整備面積で23年3月末の普及率の見込みは93.4%だが、23年度末については1ヘクタールふえた分で93.5%の普及率を目指している。
委員長 窪之内	他に質疑はあるか。 ① P359、業務の予定量の関係で、昨年までは年間有収水量ではなく年間総排水量だったが、変更した理由について伺う。 ② P359、地震対策下水道事業ということで北滝の川の2基の中継ポンプ場の工事を計画しているが、耐震調査を行った結果、今回工事を行うところだけが地震対策が必要となっているのか、ほかに地震対策上工事が必要な個所があるのか伺う。 ③ 平成27年度までは黒字化で資金ショートもない見込みとのことだが、石狩川流域下水道組合の負担金について、石狩川流域下水道組合そのものの体制的な変更が近々行われるのではないか。石狩川流域下水道組合との関係で負担金が今後ふえる可能性があるのか伺う。
宮西主査	① 平成21年度あるいは22年度は、総排水量ということで雨水を含めた水量を記載して予算書として議案提案していたが、収入にかかわる水量だけで予算組みをするほうが適当、雨水については他会計出資金の対象になるということから、収支に係る有収水量のみの記載に変更している。
尾崎副主幹	② 地震対策下水道事業という名前については、国土交通省の交付金事業の名称で、交付金で行う場合に地震対策という名前がついているが、今回行う北滝の川のポンプ場は、施設の老朽化によるポンプ及び機器の更新であり、耐震改修ではない。あくまで国の予算の名称ということで理解願う。ポンプの耐用年数は15年だが、平成2年度に構築して20年以上たっており、かなり老朽化が激しいために更新するもので、耐震診断をして耐震対策をするというものではない。今年度は上屋もすべて問題ないということで調査をしているので、ポンプの更新で問題ないと認識している。 ③ 石狩川流域下水道組合の体制そのものについては従前と変わらないということである。負担金については、石狩川流域下水道組合の事業費にそれぞれ市町村の負担率というものがあり、今のところは従前のままなので、当然事業費が上がれば滝川市の負担分も上がるが、下がれば下がることになる。特にその辺の変動はない。
委員長 山 腰	他に質疑はあるか。
千葉室長	何年か前に、道で出していた石狩川流域下水道組合の建設費を将来は市町村で賄うよう強い要請が来ているという議論があったが、なくなったのか伺う。 石狩川流域下水道組合の管理者は道で、その建設についての費用は道と市町村で役割分担している。更新工事ということで昭和49年から進め、機械の入れかえもしている。道の提案として更新工事にかかわる部分については、使用料収入がないことから、道が持つ元利償還の3割程度を市町村に持ってほしいということがあり、石狩川流域下水道組合の更新事業のうち、道の持ち分の元利償還の3割は市町村が持って実施している。平成20年から従前市町村が持つ分に道の持ち分の3割程度をプラスして持って実施しているので、その分のことと思われる。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよい。(よし) 以上で議案第6号の質疑を終結する。今後の日程は公営住宅事業特別会計予算

だが、ここで昼食休憩とする。再開は午後1時とする。

休 憩 12:02

再 開 13:00

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。

議案第3号 平成23年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

委 員 長

説明を求める。建設部長。

大平部長

(議案第3号を説明する。)

三谷技監

(議案第3号の詳細を説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

荒 木

① P249、敷金の払い戻しについて、通常全額執行されるものなのか、住んでいる方の理由によって修繕費に回すこともあるのか伺う。

② 滞納者に明け渡し請求をするまでのプロセスについて、より強化するなど23年度に変更があるのか伺う。

③ 入居者がかかなり高齢化しているが、それに関する数字があれば伺う。

三谷技監

① 敷金の払い戻しについては、現在は2カ月分だが基本的には全額払い戻ししている。弁償金がある場合は、敷金から差し引いている。

② 滞納者については、毎年厳しく取り立てを行っており、納めていただけない方には理由いかんにもよるが裁判まで行っている。やり方については、今までどおり行いたいと思っている。

③ 公営住宅の高齢化については、世帯主の年齢で60歳以上の割合は全体の55.8%を超えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

窪 之 内

① P235、あき待ちの申し込みをしている件数が直近で何件なのか伺う。全く空き家がないのか。例えばふろがない江部乙地域の一部の団地は、あいていても入りたいという人がいないことも考えられる。家賃対策補助金をもらっている見晴団地の15戸は高所得者への団地ということで、そこに対する希望がないということもあるのか。滝の川団地では1階部分を改造しているが、一般的にはあいていないが、条件を整えばあいているといった戸数が現時点でどれくらいあるのか伺う。

② 道営住宅の場合は、道ではなく市が決めていると思うが、一定の期間に空き戸数が一定戸数を超えた時点で広報等で募集をかけている。道営の場合、毎年希望している人に優先度があつたが、市営の場合は全く優先度がないままだったと思う。何回も希望して入れない方に対してどのような対策を考えているのか。新しい団地が建てられてきているが、何年度くらいまでに収容できると思っているのか伺う。

③ P240、241の工事請負費、P244、245の工事請負費のどちらに入るのかわからないが、年度ごとに屋根などの計画修繕が行われてきている。計画修繕にはどのようなものがあつて、それぞれの修繕の完了年度をどのようにとらえているのか伺う。ふろなし住宅については、前倒しで対応を考えなければならないといった答弁もあつた。ふろなしと言う場合、共同のふろもないところなので今は江部乙だけだと思うが、新年度でふろなし住宅に対して何らかの方策を検討しているのか状況について伺う。

万年主査

① あき待ちの件数は現在108件である。現在あいているのは42戸で、あき待ち登録されている方に順次紹介しているが、今までヘルパー住宅として使ってい

た江部乙の江南団地は、だれも申し込んでいない。今すぐ入りたいという方にはどんどん紹介しているが、現場を見ていただくと、ここではなく違うところに入りたいということであいている状況である。滝の川団地1階の中古改善したところは、一時期はあいていたが最近ほとんど埋まってあと1戸くらいだったと思う。見晴団地特公賃の家賃対策補助の関係については、15戸の管理戸数で一時期は3戸あいていたが、22年度は全戸埋まり、最近になって1戸あきが出た状況である。

三谷技監

③ 計画修繕は、単費で行う修繕である。現在は全団地の屋根の修繕が一通り終わり、2回目に入っており、状態のひどいところを抽出して行っている。そのほかに毎年調査して一般修繕で扱えないような中規模の修繕も行っている。ふろがない団地には共同浴場があるが、私どもの認識としては江南団地についてもえべおつ温泉があり、農村環境改善センターで1週間に2回入浴できるので、ほかのふろなし団地と同じ扱いにしていた。ただ江南団地は、建てかえまで年数があるので、何か方策を考えなければならないと思っている。今の公営住宅の計画は、ストック総合活用計画に基づいて行っているが、この計画は5年くらいで情勢の変更により見直しすることができるので、平成25年くらいには見直しを検討したいと思っている。

② 道は空き住宅がある程度たまと抽選会をやりなさいと言っており、滝川市も管理委託を受けているが、抽選会を行うと事務作業としてかなりの時間を取られるので、物理的な部分で5月と10月の年2回行っている。道営住宅は、何回も落ちた人は抽選の確率が上がるような仕組みになっているが、市営住宅は、春と秋の2回、抽選ではなく番号を引いてもらって入居したい団地の順番ごとに登録しており、確率的には何もしていない。毎回来られる方もいるが、以前1回だったときには当たった方に紹介しても既にほかの民間住宅等に行かれていた方が多いため2回にした。確率を上げることも大事だが、新規で入ってくる人もかなり多い。何回も落ちた人の確率を上げることは公平さに欠けると思っており、登録の回数を2回にして新規の方を救いたいということもあるので、現行のままで行きたいと考えている。

窪之内

① 江南団地のふろについては、平成25年くらいまでには見直しをしたいということだった。それは計画そのものを見直したいということで、見直すときに建築年度を早めるという見直しなのか、何らかの形でふろを設置できるようにすることを考えているのか伺う。また、新興団地については、壊す計画でほかの団地に吸収してしまう計画なので触れていないのか伺う。

② あき待ちの関係で、江南団地のヘルパー住宅に入らない理由は、ふろの問題なのか伺う。また、管理人のところにあったふろの住宅は、どのような管理をしているのか伺う。

万年主査

② ヘルパーが住んでいたところは改修して新しい方が住んでいるが、老人の方が住んでいた2戸については、ふろがないことが一番の原因と思っている。

① 25年度に見直したいというのは、今ある公営住宅計画全体を見直すということである。必要があるところを見直すか、江南団地については、建てかえの時期が遅いので、いかに前倒しして早くするかを検討するようになると思う。

委員長
三上

他に質疑はあるか。

① 公営住宅の駐車料金の見込みだが、883スペースあって618台ということで見込んでいる。この差は車を所有していないのか、それとも払ってもらえない

ということで見込んでいいのか伺う。

三谷技監

② 施設修繕費について、今高齢者の方で独居の方が多く入居している。突然そこで亡くなられた場合の修繕だが、遠方にでも親戚や家族などがいればよいが、いない場合は恐らく修繕費を取ることができないと思う。そういった場合の対応について伺う。また、独居世帯の割合についても伺う。

伊藤副主幹

① 駐車料金の70%というのは、車の所有している台数が、全戸数に対して70%という意味である。

② 突然单身の方が亡くなった場合については、今までは身内がいてその方にお願ひして修繕費を払ってもらったケースが多いが、身内がいない場合は、市のほうで負担している状況である。

委員長
堀田

② 独居世帯は全世帯の4割程度である。20年度につくったストック計画のときに調べた数字だが、それほど変わりはないと思っている。4割の方が独居世帯だが、ほとんどが高齢者ということで認識している。

他に質疑はあるか。

11日に地震があり、公営住宅の点検もしたと思うが、修繕するような箇所はあったのか、被害は全くなかったのか伺う。

三谷技監
委員長
副委員長

公営住宅については調査したが被害はなかった。

他に質疑はあるか。

① 高齢者を対象とした募集の仕方ができないかという話をしたことがあったが、全体の公平性ということから非常に難しいということだった。これからさらに高齢者の割合が増加していくという考えからすれば、今後は1階部分は60歳、もしくは65歳以上の方限定といったことも検討すべき時期だと思うが、考えについて伺う。

② 新しい団地がどんどんできて古い団地が壊されていくという状況で、全体の平均家賃も変わってくると思う。これまで1,000円、2,000円の家賃で住んでいた方が、6年の傾斜があるにしても最終的には2万円くらいの家賃になってしまうことになれば、そうした方にとっては住むところがなくなっていく状況にもなりかねない。このことは大きな課題と思うが、市としての考えを伺う。

三谷技監

① これから建てかえていくが、高齢者向けの住宅をどんどんふやしていきたいと思っている。現在の市営住宅においては、老人特定目的住宅、高齢者向け住宅などと言っているが、1,824戸中で98戸、5.3%を指定している。老人特定目的住宅を今後は半分とまではいかないにしても、3分の1近くまでにはしたいと思っている。再来年度より建てかえする東町団地においても、3分の1くらいの割合でやりたいと思っている。

② 新しい団地の家賃についてだが、現在の古い住宅の家賃が非常に安いこともあり、国の補助金をいただいて建てかえるので家賃は高くなる。それでも民間住宅に比べれば半分以下におさまっていると思う。グレード的にも民間住宅に劣らない住宅になっている。家賃の補助等も国からもっといただけるように検討していく必要があると思うが、今の段階では家賃が上がるということは仕方ないということで理解願う。

副委員長

いつまでも古い住宅をそのまま残しておくわけにはいかないというのは理解できるが、このままでは国民年金で4万円の収入の方々が住むには選択ができなくなってくる。公営住宅だけの考えでできる問題ではなくなるので、市の当局とも相談してどういった形がいいのか、現在からそうした検討、調査を含めて

三谷技監

委員長

行っていかなければ住宅難民が生まれかねない。そうしたことについて行う考えを伺う。

そのような方に対して国から家賃の補助をいただいているが、もっと多くいただけるように地域からそういう要望を上げていきたいと思う。

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)

以上で議案第3号の質疑を終結する。

以上で本日の日程はすべて終了した。あすは午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 13:47